

# 利尻富士町鴛泊小学校「いじめ防止基本方針」

令和5年4月改訂

## I はじめに

### 1 「いじめ」についての基本的な考え方

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童を対象としたいじめ未然防止の観点を重視し、全ての児童をいじめに向わせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校・保護者・関係者が一体となって継続的な取組を進めていく。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。
- (3) いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点を重視するとともに、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めていく。

### 2 いじめの定義

- (1) いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

●暴力・物を盗む・物を壊す・物を隠す 等々

犯罪であり、どんな理由があっても許されない

「ふざけただけ」「あっちだって」も理由にならない

●悪口・にらむ・こそこそ話・きつい言い方や態度 等々

相手がいやだと感じていたらやめる

その気がなくても、心当たりがなくても、気をつける

●陰口・いたずら書き・ネットでの中傷 等々

目の前に相手がいなくてもいじめになる

↓

○いやな時は「いや」「やめて」と言う（相手に言えない時は誰かに）

○人がいやがることはやめる（「やめて」と言われたらやめる）

○いやがっている人がいたら、助けてあげる（誰かに相談）

### 3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

- (1) いじめは、全ての児童に関係する問題であることから、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止と豊かな心の育成をめざして、「鴛泊小学校いじめ防止基本方針」を定める。
- (2) また、本方針により児童が、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを許さない心情を育てていく。
- (3) 加えて、保護者や地域住民、その他の関係者との連携のもと、いじめ問題を克服することをめざす。

## II いじめ防止等のための取り組み

### 1 未然防止

「いじめについての基本的な考え」に基づき、下記の取り組みを通じて未然防止を図る。

- (1) 仲間との強い絆を育む安心感と居場所のある学級づくり
- (2) よく分かり意欲を高める授業づくり
- (3) 互いのよさや違いを認め合い、友情を育む道德の時間・道德教育の展開 (※)
- (4) 総合的な学習の時間を活用したふるさとに学ぶ体験活動やボランティア活動の推進 (※)
- (5) いじめ問題など子ども達が主体となって考え合う児童会活動の推進 (※)
- (6) 感動と喜びのある学校行事の創造
- (7) 縦割り活動をもとにした全校集団づくりの展開
- (8) 情報モラル教育、携帯・スマホ教室の開催
- (9) P T A研修活動や保護者懇談会、各種通信による啓発活動

### 2 早期発見

いじめは、大人の目の付きにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいを装って行われることから、児童の些細な変化を見逃さず丁寧な観察を行うことが必要であり、学校全体で進めていく必要がある。したがって、下記の方策をもって、早期発見に努める。

- (1) 丁寧な児童観察を行い、全教職員での情報交換の場を意図的に設ける。
- (2) 定期的な「いじめアンケート」を実施する。(※)
- (3) 担任との信頼関係を築き、定期的および必要に応じて「教育相談」を実施する。(※)
- (4) 保健室と密接な連携を図り、連絡体制を確立する。
- (5) 「連絡ノート」などを活用し、保護者との情報交換に努める。
- (6) 通報、相談窓口を明示し、相談体制の整備を図る。(相談できる外部機関も知らせる) (※)

### 3 いじめへの対応

いじめが確認された場合、機敏にかつ組織的に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期対応・早期解決に全力をつくす。対応の基本を下記の通りとする。

- (1) 発見・通報を受けたときの対応
  - ①発見者はいち早く、ブロック長・指導部長・管理職に情報を上げる。
  - ②管理職は直ちに「生徒指導対策委員会」を開催し、必要な情報収集と対応方針を確立する。
  - ③被害・加害児童および保護者の対応は、学校を上げて組織的に行う。
- (2) いじめを受けた児童への対応
  - ①心身の苦痛を共感的に理解し、事実関係を把握する。  
その際、いじめられた児童にも責任があるという認識は戒める。
  - ②把握した事実関係は、「委員会」で共有し、保護者との連絡にあたる。
  - ③安心・安全を確保し、「絶対に守りぬく」姿勢を示す。
  - ④安心して学習や生活が出来るよう環境づくりに努める。
  - ⑤個人情報、プライバシーに十分配慮する。
  - ⑥解決したと思われても、継続して十分な注意を払う。
- (3) いじめたとされる児童への対応
  - ①事実関係を聴取し、いじめの事実の有無を確認する。
  - ②確認した事実関係は、「委員会」で共有し、保護者との連絡にあたる。
  - ③いじめは、「ゆるされない行為」であることを理解させる。
  - ④状況に応じて、個別指導や出席停止などの措置を行う。
  - ⑤個人情報、プライバシーに十分配慮する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見て知っていた児童にも、自分の問題としてとらえさせる。
- ②誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ③見て見ぬふりをする行為やはやし立てる行為は、いじめを助長する行為であることを理解させる。
- ④いじめ問題を考えさせ、根絶への意識を高める。

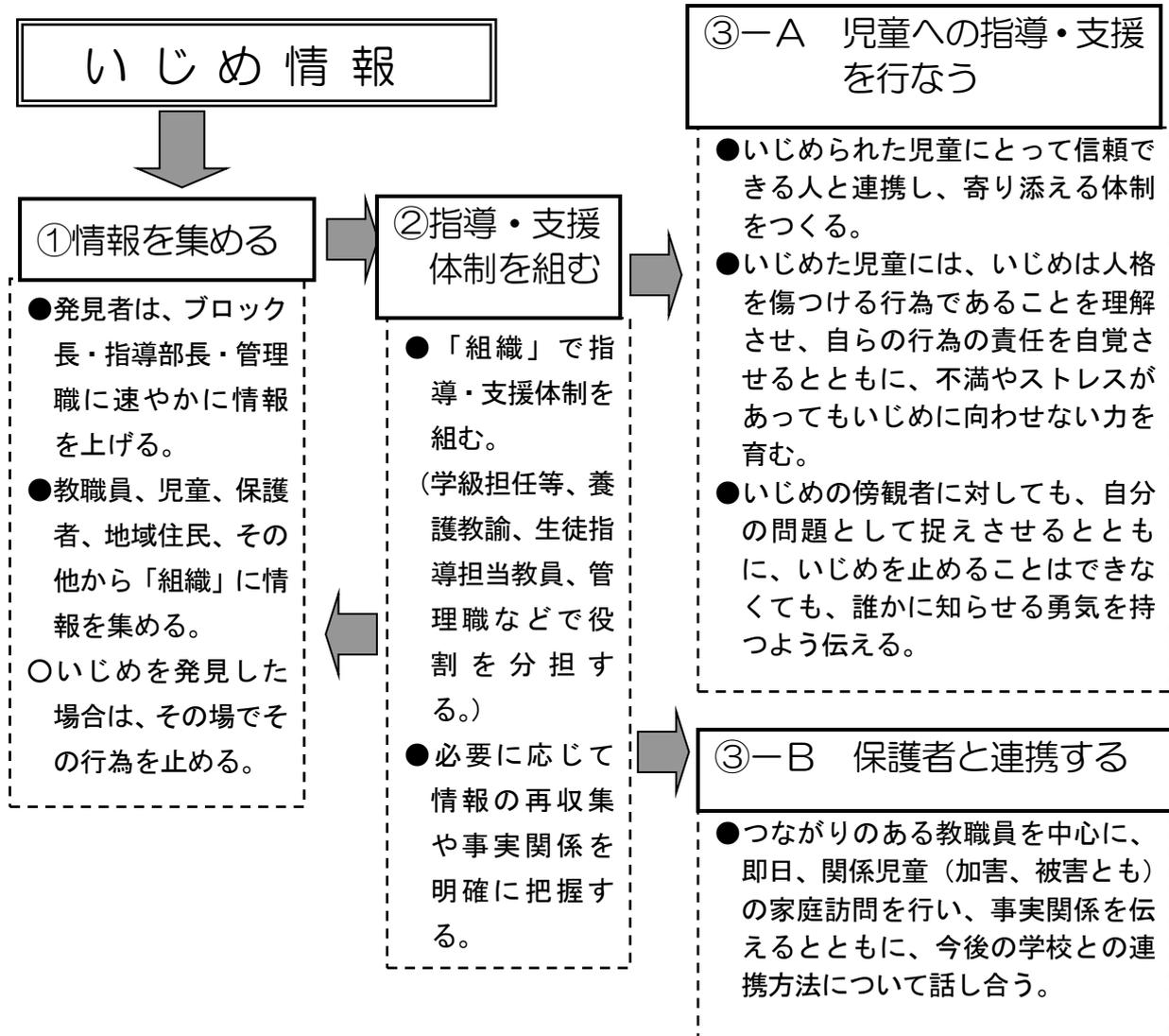
(5) 家庭との連携

- ①被害・加害児童の保護者との対応は、原則として複数である。
- ②保護者からの要望などに関しては、組織的に検討することとし、期日などを明示して回答するなど誠意を持って対応にあたる。
- ③相談・連絡など対応の窓口を一本化する。

(6) 関係機関との連携

- ①いじめを確認した際は、教育委員会に速やかに報告する。
- ②状況に応じて、心理や福祉などの専門家、警察等と連携を図る。  
関係機関の一覧を明確にしておく。

## 組織的ないじめ対応の流れ



#### 4 ネット上のいじめへの対応

携帯やスマホなどの普及により、ネット上で、特定に児童を中傷したり個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加している状況を踏まえ、下記の通り対策を講じる。

- (1) 学年に応じた情報モラル教育を行う。(道徳の時間などの活用)
- (2) 携帯・スマホ教室の実施
- (3) 保護者に対するフィルタリング啓発活動
- (4) ネットパトロール (※)
- (5) 法務局・警察などとの連携

## 5 教職員研修等

学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、教職員の資質向上を図る。

- (1) 計画的な校内研修の中に「いじめ防止」の内容を組み込む
- (2) 利尻島研活動の中で情報交流と学習を行う機会を設ける
- (3) 郡内生徒指導連絡協議会での情報交換
- (4) 局が主催する生徒指導研究協議会の還流
- (5) 各種研究会・研修会の還流

## 6 年間計画

学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、年間を通じて計画的に行い、実践検証が図られるよう、より実効性の高い取り組みを展開する。

(例)

月	主な行事予定	未然防止	早期発見	ネットいじめ	教員研修	検証計画
4	入学式・個人懇談	学級づくり 障害理解指導	家庭訪問		校内研修	
5	縦割り班活動 修学旅行	道徳：友情 人権教室		所有調査		
6	運動会	カンファレンス	児童アンケート			アンケート
7		夏休みの指導	教育相談			学校評価
8	観劇	道徳：寛容な心				
9	前期終業式	カンファレンス		ネット教室		
10	後期始業式・学芸会		教育相談			
11	個人懇談	道徳：いじめ	保護者面談 児童アンケート			学校評価 アンケート
12						
1		道徳：感謝の心				
2						
3	6年生を送る会・卒業式					

## Ⅲ いじめの防止等の対策のための組織

### 1 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- (2) いじめの相談・通報窓口
- (3) いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (4) いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対策案の作成

### 2 組織

- (1) 名称 「生徒指導対策委員会」

- (2) 構成員

委員長：校長～委員会を統括する

事務局長：教頭～委員会運営の中心的な役割を担い、保護者との窓口・対応の責任を担う

次長：指導部長～事務局長の指導のもと、情報収集・分析、対応方針等を提起する

委員：当該担任～指導部長の指導のもと、児童の指導、保護者の対応を行う

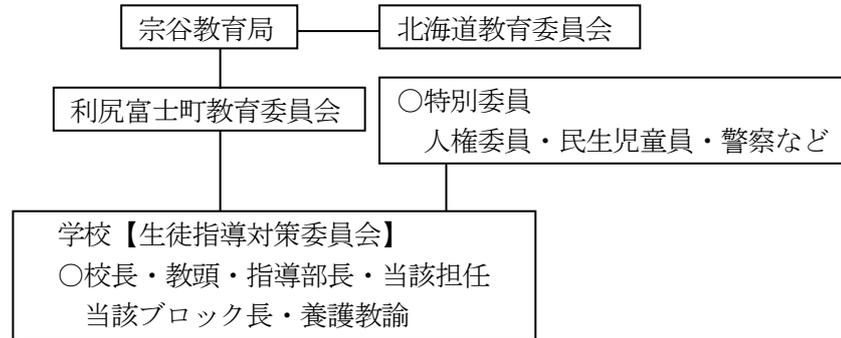
ブロック長～該当担任と同じ

養護教諭～必要な情報の提供、対応方針の補強を行う。児童・担任のフォロー

にあたる

特別委員：必要に応じて、PTA 会長（保護者代表）人権委員・民生児童委員・警察などの外部専門家の参加要請を行い、委員会機能を強化する

(3) 組織図



#### IV 重大事態への対応

##### 1 重大事態発生時の対応の基本

- (1) 重大事態が発生した際は、速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指導及び支援のもと、組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) 重大事態の押さえ
  - ①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
    - ・児童が自殺を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・金品等に重大な被害を被った場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ②いじめにより相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき